

緊急シンポジウム

「皇位の安定継承に向けて」

《次第》

令和2年11月25日@参議院議員会館講堂

【I部：登壇者の先生方からの自己紹介＆ご発言】

(16:00～17:00)

- ①高森明勲氏
- ②矢部万紀子氏
- ③君塚直隆氏
- ④小林よしのり氏

【II部：壇上における論者同士のクロストーク・ディスカッション】

(17:00～18:00)

- ・ご参加されている国会議員の方々からの御発言及びコメント
- ・一般参加者の方からの質疑応答等
- ・その他、登壇者も交えたクロストーク

以上

緊急シンポジウム

「皇位の安定継承に向けて」

登壇者プロフィール

君塚 直隆 (きみづか・なおたか)

関東学院大学教授

1967年東京都生まれ。1997年上智大学大学院文学研究科博士後期課程修了。博士（史学）。

専攻はイギリス政治外交史、世界の王室研究。主要著作に、『立憲君主制の現在』（新潮選書、2018年）、『エリザベス女王』（中公新書、2020年）、『現代世界の陛下たち』（共編著、ミネルヴァ書房、2018年）などがある。2011年より関東学院大学教授。

小林 よしのり (こばやし・よしのり)

漫画家

昭和28年生まれ。福岡出身。大学在学中に「週刊少年ジャンプ」にて『東大一直線』を連載開始しデビュー。『おぼっちゃまくん』の大ヒット後、「SPA!」（扶桑社）にて、『ゴーマニズム宣言』を連載開始。同シリーズとして『戦争論』『戦争論2』『戦争論3』（すべて幻冬舎）は大ベストセラーとなつた。

平成29年から、「FLASH」（光文社）にて新連載『よしりん辻説法』を開始。さらに平成30年、23年ぶりに「SPA!」（扶桑社）にて、『ゴーマニズム宣言』を連載再開。ニコニコ動画「小林よしのりチャンネル」にて、Webマガジン『小林よしのりライジング』を毎週火曜日に配信中。

高森 明勅 (たかもり・あきのり)

神道学者、皇室研究者

昭和32年、岡山生まれ。國學院大學大学院博士課程単位取得。拓殖大学客員教授、防衛省統合幕僚学校「国家観・歴史観」講座担当など歴任。小泉純一郎内閣に設けられた「皇室典範に関する有識者会議」のヒアリングに応じる。現在、神道宗教学会理事など。近著に「天皇『生前退位』の真実」（幻冬舎新書）「上皇陛下からわたしたちへのおことば」（双葉文庫）ほか

矢部 万紀子 (やべ・まきこ)

コラムニスト

1961年生まれ。83年、朝日新聞社に入社。その後、週刊誌「エラ」の創刊メンバー、「週刊朝日」副編集長、「エラ」編集長代理、書籍編集部長などを務める。「週刊朝日」時代の担当コラムが松本人志著『遺書』『松本』となり、ミリオングセラーに。いきいき株式会社（現「株式会社ハルメク」）入社後2017年7月まで、月刊生活情報誌「いきいき」（現「ハルメク」）編集長をつとめ、現在フリーランスに。著書に『美智子さまという奇跡』（幻冬舎新書）、『朝ドラには働く女子の本音が詰まってる』（ちくま新書）。最新刊に『雅子さまの笑顔—一生きづらさを超えて』（幻冬舎新書）

MCプロフィール

倉持 麟太郎 (くらもち・りんたろう)

弁護士（弁護士法人Next代表）

1983年東京生まれ。慶應義塾大学法学部卒業、中央大学法科大学院修了。2012年弁護士登録（第二東京弁護士会）。

日本弁護士連合会憲法問題対策本部幹事、弁護士法人Next代表弁護士。ベンチャー支援、一般企業法務、「働き方」などについて専門的に取り扱う一方で、TOKYO MXテレビ「モーニングCROSS」レギュラーコメンテーター、衆議院平和安全法制特別委員会公聴会で参考人として意見陳述、World Forum for Democracyにスピーカー参加、米国務省International Visitor Leadership Programに招聘、朝日新聞『論座』レギュラー執筆者、慶應義塾大学法科大学院非常勤講師（憲法）など多方面で活動。共著に『2015年安保 国会の内と外』（岩波書店）、『時代の正体 Vol.2』（現代思潮新社）、『ゴー宣（憲法）道場』（毎日新聞出版）、著書に『リベラルの敵はリベラルにあり』（ちくま新書）がある。

川島 ノリコ (かわしま・のりこ)

フリーランサー

名取裕子さんの付き人を経て圭三塾へナレーション、ラジオ、司会など声＆喋りの仕事を生業としています。

《現在のレギュラー》

■『里見浩太郎の東京お寺探訪（CSホームドラマチャンネル）』アシスタント&ナレーション

■古賀茂明の改革はするが戦争はしない（現代ビジネス）アシスタント

■DMMオンラインサロン

古賀茂明の時事・政策リテラシー向上ゼミ
アシスタント

■FMやまと

毎週火曜日（昼ワイド）『スマイル♪』

■FMやまと

毎週火曜日（20時～）

『コウヨシザキのサウンドキューピック』

《イレギュラー》

■NHKラジオ第一

『SHIBUYAスタンダード俱楽部』

アシスタント

『皇位継承問題、5つの事実』

高森 明勲（皇室研究者）

- 1 「立皇嗣の礼」によって秋篠宮殿下が次の天皇として確定したのではない。
- 2 上皇陛下のご譲位を可能にした特例法の附帯決議は、先延ばしすることはできない重要な課題として、先ず皇位の安定継承にも向けた検討を求めており、皇族数の減少への対策だけを求めたのではない。
- 3 同附帯決議は、特例法施行後「速やかに」政府が検討を行い、その結果を国会に報告することを求めており、政府が検討の開始を「立皇嗣の礼」の後まで先延ばししたのは、その趣旨にもとる。
- 4 内親王方がご結婚により国民の仲間入りをされる前に、現行の制度を改めなければ、皇室の若い世代は悠仁親王殿下お1人だけになって、敢えて忌憚なく申せば、そのご結婚すら困難になってしまう懸念がある。
- 5 非嫡出による継承可能性が一切、排除された条件下で、これまでの「男系男子」限 定を維持すれば、早晚、皇位の継承は行き詰まる他なくなる。

【日本国憲法】

第一章 天皇

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

七 栄典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九 外国の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならぬ。

【皇室典範】 昭和二十二年法律第三号

第一章 皇位継承

第一条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

第二条 皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。

一 皇長子

二 皇長孫

三 その他の皇長子の子孫

四 皇次子及びその子孫

五 その他の皇子孫

六 皇兄弟及びその子孫

七 皇伯叔父及びその子孫

② 前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。

③ 前二項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

第三条 皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従つて、皇位継承の順序を変えることができる。

第四条 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

第二章 皇族

第五条 皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王を皇族とする。

第六条 嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、男を親王、女を内親王とし、三世以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする。

第七条 王が皇位を継承したときは、その兄弟姉妹たる王及び女王は、特にこれを親王及び内親王とする。

第八条 皇嗣たる皇子を皇太子という。皇太子のないときは、皇嗣たる皇孫を皇太孫という。

第九条 天皇及び皇族は、養子をすることができない。

第十条 立后及び皇族男子の婚姻は、皇室会議の議を経ることを要する。

第十一条 年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

② 親王（皇太子及び皇太孫を除く。）、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

第十二条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

第十三条 皇族の身分を離れる親王又は王の妃並びに直系卑属及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑属を除き、同時に皇族の身分を離れる。但し、直系卑属及びその妃については、皇室会議の議により、皇族の身分を離れないものとすることができます。

第十四条 皇族以外の女子で親王妃又は王妃となつた者が、その夫を失つたときは、その意思により、皇族の身分を離れることができる。

② 前項の者が、その夫を失つたときは、同項による場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

③ 第一項の者は、離婚したときは、皇族の身分を離れる。

④ 第一項及び前項の規定は、前条の他の皇族と婚姻した女子に、これを準用する。

第十五条 皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となることがない。



高森明勲 · 13時間前 · 読了時間: 3分

⋮

皇室を滅ぼす「皇女」制度プラン



共同通信が以下のような記事を配信した（11月24日、6:00時配信）。

「政府が皇族減少に伴う皇室活動の担い手として、女性皇族が結婚した後に『皇女』の尊称を贈り、公務への協力を委嘱する新制度を検討していることが分かった。皇籍を離れた後も活動に関わってもらい、皇室の負担軽減を目指す。

結婚後も皇族の身分を保持する『女性宮家』の創設は、女系天皇の容認につながる可能性があるとして見送る方向だ。

…男系による皇位継承を主張する保守派の賛同を受けられるとの判断が背景にある」。

読売新聞（11月24日付）にも同様の記事（特例法での対応などにも言及）。

以前、「皇室輔佐（ふさ）」とかへンテコな呼称で同様のプランが報道され、強い反発を受けて引つめたものを、呼び方を変えただけ。

やはり、ここに逃げ込もうとしているか、という感想だ。

政府が、何より肝心な「皇位の安定継承」への検討を、又ぞろ先延ばしし、「皇族数の減少」に対してだけ、しかも目先を誤魔化すに過ぎない姑息な手段を、安易に選ぼうとするだろうことは、かねて警鐘を鳴らして来た。

問題の焦点が「皇室の負担軽減」にあるのでは“ない”ことは、多くの国民にとって自明だろう。

このプランでは、実際の皇族数の減少には全く歯止めが掛からない。

どころか、一度、国民の仲間入りをされた場合、それらの方々は、もう皇族の身分に戻れない。

結局、（最後のチャンスさえ逃して）悠仁親王殿下お1方人だけになってしまう。

その冷厳な結果は何も変わらない（他は「皇女」という特別職の国家公務員〔！〕ばかり）。

これは皇室存続の決定的な危機を意味する。

にも拘らず、その現実が見えにくくなる恐れがある。

皇位の継承を困難にし、皇室の存続そのものを危うくする、このような方策はとても容認できない。

しかも、憲法上も、人道上も、極めて深刻な問題を抱える。

特別職の国家公務員とはいえ、特定の「血統」の国民（女性皇族がご結婚後、既に皇籍を離れておられるなら当然、国民なので）だけが就くことが出来る身分を新たに設けることは、憲法における国民平等の原則に明らかに抵触するだろう（天皇と皇族だけが別枠。国民ではないので）。

又、ご結婚により国民の仲間入りをされた以上、憲法が国民に保障する権利と自由（表現、居住、移転、職業選択の自由など）は、最も尊重されなければならない。

そのことと、引き続き皇室の「公務への協力を委嘱する」制度は、十分に整合性を保てるのか。

国民となられた以上、その“委嘱”を辞退する「自由」も、当然お持ちのはず。

だが、そこに暗黙の強制が働くない保証はあるのか。

更に、ご結婚相手の国民男性の（憲法に保障された）自由かつ活発な政治活動・宗教活動・経済活動などを認めつつ、その妻である元皇族女性による皇室のご公務の分担という仕組みは、両立し得るのか。

そもそも、「皇女」は“天皇の（直接の）娘”に当たる方を指す語だ。

ところが現在、「皇女」たる内親王は敬宮（としのみや、愛子内親王）殿下お1方だけ。

他の「女性皇族（内親王・女王）」は、天皇の孫や、より血縁の遠い方々。

それらの方々にまで「皇女」という、実態とはかけ離れた尊称を贈ることは、端的に言って言葉の誤用であり（むしろ詐称に近い）、決して適当ではあるまい。

とても正気で採用できるプランではない。

それにしても、これほど無理で奇妙な制度を「検討」しながら、男系派が唱える旧宮家案は一顧だにしないということは、一体、何を意味するか。

政府自体、それが現実的な選択肢になり得ないことを、よく分かっている事実を示している。

しかし、それでいながら男系派の「賛同」を得ようとするから、かくも奇怪な制度を持ち出す羽目に陥ることになる。

しかし、男系維持に何の役にも立たず（！）、ただ皇室の存続を危うくするだけの、こんなプランに賛同する「保守派（男系派）」など、本当に存在するのか。

もし存在するとしたら、よほど…。

【高森明勅公式サイト】

<https://www.a-takamori.com/>

シンポジウム「皇位の安定継承に向けて」（2020年11月25日 参議院議員会館講堂）

現代の立憲君主制から見た皇室の将来

君塚直隆（関東学院大学国際文化学部教授）

* 皇族の減少－公務拡大のなかで

- 現在の皇室で未婚の皇族7名のなかで、男性皇族は悠仁親王のみ
- 6名の女性皇族は「臣籍降下」（皇室典範第12条）され、皇室を支えられなくなる
⇒ヨーロッパ王室では、王女も本人一代に限り結婚後も公務を継続
- すでに結婚された女性皇族も含め、宮家創出の必要性があるのではないか？
⇒一代限りではなく、その後もご家族全体が皇族として公務を担う必要性？

* 絶対的長子相続制の採用

- 「男系・男子」のみの皇位継承にも限界あり
⇒明治天皇以前には「側室制度」あり（それでも継承が危うかった）
⇒大正天皇からは「一夫一婦制」となる：ヨーロッパ王室はキリスト教の考え方
からも伝統的に「一夫一婦制」を採用し、17～18世紀には「男系・男子」に
こだわる王家では王位継承戦争が頻発へ
⇒ヨーロッパ随一の格式を誇ったハプスブルク家でさえ女系皇帝の時代へ
- 「絶対的長子相続制（男女を問わず第一子が優先される）」のひろがり
⇒1979年のスウェーデンを嚆矢に、オランダ（83年）、ノルウェー（90年）、
ベルギー（91年）、デンマーク（2009年）、ルクセンブルク（11年）、イギ
リス（13年）で相次いで採用される（スペインは男子優先だが女子も継承可能）

女系・女子ではダメなのか？

- 今年で在位68年、94歳にして国民統合の象徴であるエリザベス2世女王
⇒すでにイギリスでは中世から女系の継承も行われており、近現代でもヴィクト
リア女王の家系である現イギリス王室：女系の女子という理由でエリザベス2
世は軽んじられているのか？（オランダ三代の女王やデンマーク女王は？）
⇒あと30年ほどでヨーロッパには、5カ国に女王陛下の御代がおとずれること
に（スウェーデン、ベルギー、オランダ、ノルウェー、スペイン）
- 21世紀の今日においては「国民の支持があっての王室」という状況に
⇒歴史や伝統ももちろん大切だが、時代に即した改革も必要！：「ヨーロッパの
君主制の多くは、その最も中核に位置する、熱心な支持者たちによってまさに
滅ぼされたのである。彼らは最も反動的な人々であり、何の改革や変革も行わ
ずに、ただただ体制を維持しようとする連中だった」（エディンバラ公の言）

【主要参考文献】

- ・君塚直隆『立憲君主制の現在－日本人は「象徴天皇」を維持できるか』（新潮選書、2018年）。
- ・君塚直隆『エリザベス女王』（中公新書、2020年）。